

事業主との間にトラブルが生じたときは

紛争解決援助制度

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、労働者と事業主の間で、男女均等取扱い等に関するトラブル、育児・介護休業等に関するトラブル、パートタイム労働者の差別的取扱い、均衡待遇および通常の労働者への転換推進措置などに関するトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申出があれば、トラブルの早期解決のための援助を行っています。

詳しくは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（裏表紙参照）へおたずね、ご相談ください。

（男女雇用機会均等法第17条、第18条）
 （育児・介護休業法第52条の4、第52条の5）
 （パートタイム労働法第24条、第25条）



未解決

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度・行政指導の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、
迅速に行政機関に
解決してもらいたい場合

公平、中立性の高い
第三者機関に
援助してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による
助言・指導・勧告

当事者の希望等
に応じて

調停会議

調停会議による
調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく行政指導